

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川昌人

さいたま市規則第117号

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
期間の区分	月額	期間の区分	月額
1年未満	<u>310,800円</u>	1年未満	<u>310,000円</u>
1年以上2年未満	<u>310,800円</u>	1年以上2年未満	<u>310,000円</u>
2年以上3年未満	<u>310,800円</u>	2年以上3年未満	<u>310,000円</u>
3年以上4年未満	<u>310,800円</u>	3年以上4年未満	<u>310,000円</u>
4年以上5年未満	<u>310,800円</u>	4年以上5年未満	<u>310,000円</u>
5年以上6年未満	<u>310,800円</u>	5年以上6年未満	<u>310,000円</u>
6年以上7年未満	<u>310,800円</u>	6年以上7年未満	<u>310,000円</u>
7年以上8年未満	<u>310,800円</u>	7年以上8年未満	<u>310,000円</u>
8年以上9年未満	<u>310,800円</u>	8年以上9年未満	<u>310,000円</u>
9年以上10年未満	<u>310,800円</u>	9年以上10年未満	<u>310,000円</u>
10年以上11年未満	<u>310,800円</u>	10年以上11年未満	<u>310,000円</u>
11年以上12年未満	<u>310,800円</u>	11年以上12年未満	<u>310,000円</u>
12年以上13年未満	<u>310,800円</u>	12年以上13年未満	<u>310,000円</u>
13年以上14年未満	<u>310,800円</u>	13年以上14年未満	<u>310,000円</u>
14年以上15年未満	<u>310,800円</u>	14年以上15年未満	<u>310,000円</u>
15年以上16年未満	<u>310,800円</u>	15年以上16年未満	<u>310,000円</u>
16年以上17年未満	<u>307,500円</u>	16年以上17年未満	<u>306,700円</u>
17年以上18年未満	<u>304,200円</u>	17年以上18年未満	<u>303,400円</u>
18年以上19年未満	<u>300,900円</u>	18年以上19年未満	<u>300,100円</u>
19年以上20年未満	<u>297,600円</u>	19年以上20年未満	<u>296,800円</u>
20年以上21年未満	<u>294,300円</u>	20年以上21年未満	<u>293,500円</u>
21年以上22年未満	<u>283,300円</u>	21年以上22年未満	<u>281,500円</u>
22年以上23年未満	<u>271,300円</u>	22年以上23年未満	<u>268,000円</u>
23年以上24年未満	<u>258,800円</u>	23年以上24年未満	<u>254,500円</u>
24年以上25年未満	<u>246,300円</u>	24年以上25年未満	<u>241,000円</u>
25年以上26年未満	<u>233,800円</u>	25年以上26年未満	<u>227,500円</u>
26年以上27年未満	<u>218,300円</u>	26年以上27年未満	<u>210,500円</u>

27年以上28年未満	<u>202, 800円</u>	27年以上28年未満	<u>193, 500円</u>
28年以上29年未満	<u>187, 300円</u>	28年以上29年未満	<u>176, 500円</u>
29年以上30年未満	<u>171, 800円</u>	29年以上30年未満	<u>159, 500円</u>
30年以上31年未満	<u>155, 300円</u>	30年以上31年未満	<u>142, 000円</u>
31年以上32年未満	<u>138, 800円</u>	31年以上32年未満	<u>124, 500円</u>
32年以上33年未満	<u>122, 300円</u>	32年以上33年未満	<u>107, 000円</u>
33年以上34年未満	<u>104, 300円</u>	33年以上34年未満	<u>87, 000円</u>
34年以上35年未満	<u>86, 300円</u>	34年以上35年未満	<u>67, 000円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。